

電子政府推進計画

2006 年（平成 18 年） 8 月 3 1 日

2007 年（平成 19 年） 8 月 2 4 日一部改定

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

目 次

第1 基本的な考え方	1
I 電子政府推進計画の経緯と本計画策定の意義	1
II 目標	2
III 計画期間、対象機関、計画の評価と見直し	2
1 計画期間	2
2 対象機関	2
3 計画の評価と見直し	3
第2 目標達成のための施策	4
I 推進体制の強化	4
1 GPMO 等の政府全体の推進体制の強化	4
2 PMO 等の各府省内の推進体制の強化	4
3 IT 人材育成及び確保	5
4 府省共通業務・システムの最適化推進体制の強化	5
5 評価体制の強化	6
6 電子政府評価委員会の評価結果の予算等への反映	6
II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策	7
1 利用者視点に立ったオンライン利用促進	7
(1) オンライン利用促進の原則	7
① 利用促進計画の推進、見直し	8
② 利用促進計画の対象外の手続	9
(2) 利用者に身近な手続のオンライン利用促進	10
① 商業・法人登記申請及び不動産登記申請のオンライン化の推進	10
② 国税関係手続のオンライン利用促進	10

③ 社会保険・労働保険関係手続のオンライン化の推進	11
(3) オンライン利用促進に係る評価、見直し等	12
(4) 情報の把握、公表等	12
① オンライン利用状況等の把握、公表	12
② 利用者意見の把握	12
(5) ワンストップサービスの推進	13
① 国・地方を超えた包括的な電子行政窓口サービスの実現	13
② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用したワンストップサービスの 推進	13
③ 輸出入及び港湾・空港手続のシングルウィンドウサービスの推進	14
④ 自動車保有手続のワンストップサービスの推進	14
(6) 行政情報の電子的提供の充実等	14
① 各府省における行政情報の電子的提供の充実等	14
② 行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム 最適化の着実な推進	15
③ e-Gov の拡充、利用者支援等	15
(7) 電子政府の広報、普及・啓発	16
2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化	16
(1) 業務・システム最適化のモニタリング等	16
(2) 業務・システム最適化の実施	17
① 人事・給与等業務・システム最適化	17
② 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・シス テム最適化	17
③ 文書管理業務の業務・システム最適化	18
④ 職員等利用者認証業務の業務・システム最適化	18
⑤ 各府省に共通するシステムの共同利用化の推進	18
⑥ 社会保険業務の業務・システム最適化	19
(3) GPMO との調整	19
(4) 関連する情報システム間の連携	19

(5) 業務・システム最適化の評価、見直し等	19
(6) 府省共通業務・システムの見直し	20
3 情報システムに係る政府調達改善	20
(1) 情報システムの戦略的な調達	20
① 分離調達の実施	20
② 標準技術の活用	21
③ 情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充	21
(2) 情報システムに係る政府調達のモニタリング等	21
(3) 外部委託の推進	21
(4) システム開発経費に係る積算の精度の向上	21
(5) 予算要求時の積算の妥当性確保	22
(6) 調達事務の軽減等	22
4 全体最適化に向けた諸課題への取組	22
(1) 情報システムに係る各種情報の把握等	22
① 情報資産台帳の整備	22
② 電子政府基本調査の実施	22
③ 諸外国の情報把握	23
(2) 情報セキュリティ対策等	23
① 効果的な情報通信技術の導入	23
② 情報セキュリティ対策	23
③ 府省共通的なセキュリティ機能向上の推進	23
④ 個人情報保護対策	24
Ⅲ 関係機関との連携	24
1 国、独立行政法人等を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進	24
(1) 独立行政法人等の業務・システム最適化	24
(2) 「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」における意見交換、情報の	

共有	25
2 国、地方公共団体を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進	25
3 国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力	25
別 添 オンライン利用促進のための行動計画（平成 19 年 3 月改定）	26
参考 1 府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省 一覽	214
参考 2 電子政府推進計画に掲げる主な施策による今後の対応	215

第1 基本的な考え方

I 電子政府推進計画の経緯と本計画策定の意義

電子政府に関しては、これまで「電子政府構築計画」（2003 年（平成 15 年）7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004 年（平成 16 年）6 月 14 日一部改定）等に基づき、国民の利便性・サービスの向上のための取組、IT を活用した業務改革を行うための取組、電子政府の推進体制の整備・充実のための取組等を行ってきたところである。

これらの取組による成果を踏まえつつ、2006 年（平成 18 年）1 月 19 日には、IT 戦略本部において、2010 年度（平成 22 年度）の IT による改革の完成に向けた「IT 新改革戦略」が策定され、IT の構造改革力を追求する政策の一つとして、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現が掲げられ、2006 年（平成 18 年）7 月 26 日には、IT 新改革戦略を具体化した「重点計画-2006」が策定された。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）において、電子政府に関しても、徹底した歳出削減に取り組むべきことなどが示されたところである。

IT 新改革戦略及び重点計画-2006 等（以下「新戦略等」という。）では、国民・企業等による電子政府の利用が進んでいないことや、IT の活用が業務改革に十分結びついていないこと、また、その実施体制が不十分であることが課題とされ、行政分野への IT 活用は、経費の削減、業務処理時間・定員の削減等業務の効率化など行財政改革に資するものであることが前提であるとされている。このため、「業務・システム最適化計画」及び「オンライン利用促進のための行動計画」（以下「利用促進計画」という。）等に基づく電子政府の施策を着実に実施すること、各施策の実施、評価、見直しを行うための体制の充実・強化等を行うこととされたところである。また、電子政府の施策の実施に当たっては、信頼性・安全性の確保に向けた取組を推進することとされた。

今後の新戦略等に基づく電子政府に係る各種施策を、PDCA（Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Act（改善））サイクルの確立により着実に実施し、成果を確実なものとするため、重点計画-2006 及び重点計画-2007（2007 年（平成 19 年）7 月 26 日 IT 戦略本部決定。）に基づき、「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」（以下「CIO 連絡会議」という。）として、2010 年度（平成 22 年度）までに達成すべき目標や目標達成のための諸施策を明らかにするとともに、各施策の具体的な工程を示した「電子政府推進計画」を策定する。

Ⅱ 目標

本計画においては、費用対効果の観点に立った PDCA サイクルによる工程管理体制を確立し、2010 年度（平成 22 年度）までに、次に掲げる目標の達成を目指すものとする。

- 1 申請・届出等手続のオンライン化による利便性・サービスの向上について、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するため、利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を 50%以上とする。
- 2 業務・システム最適化の着実な実施による行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、更なる効果の向上を図る。
- 3 個々の業務・システムや府省内における最適化にとどまらず、簡素で効率的な政府の実現を図るため、政府全体として、業務・システムの共通化、集中化、共同利用化等の更なる最適化を推進する。
- 4 情報システムの高度化を図るとともに、安全性・信頼性を確保する。
- 5 国民や企業にとって、飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスの実現に向け、国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える第二世代の電子行政サービス基盤の標準モデルを 2010 年度（平成 22 年度）を目途に構築する。

Ⅲ 計画期間、対象機関、計画の評価と見直し

1 計画期間

2006 年度（平成 18 年度）から 2010 年度（平成 22 年度）末までの 5 か年計画とする。

2 対象機関

CIO 連絡会議を構成する、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取

引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省とする。

3 計画の評価と見直し

毎年度、計画の進捗状況等を電子政府評価委員会に報告し、同委員会の評価結果等を踏まえ、予算編成日程等を勘案しつつ、必要に応じて本計画を見直すこととする。

第2 目標達成のための施策

I 推進体制の強化

電子政府の推進体制の強化については、電子政府評価委員会を始め、府省共通業務・システム（一部関係府省業務・システムを含む。以下同じ。）等の最適化の調整を担う内閣官房情報通信技術（IT）担当室電子政府推進管理室（GPMO：イーガバメント・プロモーション・アンド・マネジメント・オフィス）（以下「GPMO」という。）や各府省における全体管理組織（PMO：プログラム・マネジメント・オフィス）（以下「PMO」という。）が設置され、利用促進計画の見直しや各最適化実施状況等の評価に基づく最適化分野の見直しを行うなど、一定の成果を上げたところである。

今後は、これらの各組織においてオンライン利用率 50%以上の達成や最適化効果の可能な限り早期の実現などの目標の達成に向け、これまでの取組に加え、専門的な視点、利用者の視点及び費用対効果の観点からの更なる厳正な審査・評価などを実施し、限りある資源の選択と集中を図ることで電子政府の成果を確実なものとする必要がある。

このため、以下のとおり、電子政府の推進体制の一層の強化を図るものとする。

なお、電子政府に関する取組を政府内で横断的・一体的に推進するため、内閣官房、総務省を始めとする関係機関間において一層の連携を図ることも必要である。

1 GPMO 等の政府全体の推進体制の強化

GPMO は、府省共通業務・システム等の最適化を始めとした諸施策の推進を図ってきたところであるが、引き続き、内閣官房の総合調整機能を発揮しつつ、府省共通業務・システムの担当府省間のより一層の連携・調整を図る。

また、重点計画-2007（以下「重点計画」という。）に盛り込まれた国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービス等の実現に向け、次世代電子行政サービスの基本構想を作成するため、GPMO の下に官民合同のプロジェクトチームを 2007 年（平成 19 年）内に設置することとする。

2 PMO 等の各府省内の推進体制の強化

各府省の PMO は、各府省情報化統括責任者（CIO）の強いリーダーシップの下、CIO 補佐官が有する専門的・技術的知識、能力及び経験を積極的に活用しながら、府省内の情報システムに関する調整、企画、実施、評価、予算及び調達、申請・届出等手続におけ

るオンライン利用促進等電子政府に係る施策について責任を持って統括する。

なお、現時点までにほとんどの府省で PMO が設置されているところであるが、未設置の省においては、2007 年度（平成 19 年度）中にその設置を完了する。

また、各府省は、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「最適化指針」という。）において整備することとされている、各業務・システム最適化の統括・推進等を行う個別管理組織（PJMO：プロジェクト・マネジメント・オフィス）（以下「PJMO」という。）及び PMO について、その活動状況等を踏まえ、必要に応じ外部専門家の更なる活用や登用などを行い、府省内の推進体制の強化を図る。

特に、今後、多くの業務・システムにおいて、最適化計画に基づき業務の見直しを含む情報システムの見直しを実施する局面に入ることから、システム開発などのプロジェクト・マネジメントの実務経験や、情報システムに係る調達に関する能力及び安全性・信頼性の改善に関する能力並びにこれらの実務経験を持つ外部専門家の確保に努める。

3 IT 人材育成及び確保

PMO だけでなく各業務・システム最適化を実施する PJMO においても CIO 補佐官級の内部の人材を全政府的に育成するため、各府省は、「行政機関における IT 人材の育成・確保指針」（2007 年（平成 19 年）4 月 13 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「IT 人材育成・確保指針」という。）に基づき、2007 年度（平成 19 年度）末までのできる限り早期に、「行政機関における IT 人材育成・確保実行計画」を策定し、具体的な育成及び確保を実施する。

また、総務省は、各府省の情報化を担う基幹要員等の育成を目的とする「情報システム統一研修」について、IT 人材育成・確保指針に基づき、2007 年（平成 19 年）末までのできる限り早期に、各府省からの要望が高いプロジェクト・マネジメントや調達等についての研修コースの充実を図るなど抜本的な見直しを行い、2007 年度（平成 19 年度）末までに、2008 年度（平成 20 年度）の情報システム統一研修実施計画を作成・公表し、当該実施計画に沿って、最適化の推進に共通して必要とされる能力に係る研修の充実を図る。

4 府省共通業務・システムの最適化推進体制の強化

府省共通業務・システムに係る開発及び運用を円滑かつ効果的に実施するためには、府省共通システム間の連携・調整不足に起因する作業の手戻り、重複、工程遅延等の問題が発生しないよう、システム相互の連携状況を明確化し、担当府省同士が共通の認識の下で十分な連携・調整を図りつつ取組を進めていくことが重要である。このため、GPMO は、2006 年（平成 18 年）9 月に設置した府省共通システム担当府省連携・調整会議等を引き続き活用しつつ、担当府省及び関係府省の協力の下、システム相互の関連性、連携する各システムの最適化の進捗状況等を考慮の上、設計・開発・運用に係る工程管理、仕様の調整、費用対効果の確認等を行い、担当府省間のより一層の連携・調整を図る。

5 評価体制の強化

各府省の PMO は、各業務・システム最適化実施状況及び各 PJMO の業務・システム最適化実施の評価結果について、可能な限り客観的に調査・分析を行った上で、各業務・システム最適化の全体について総合評価を行う。また、評価結果を次年度の予算や組織・定員管理等に反映できるよう、毎年 8 月末までのできる限り早期に、府省共通業務・システムの評価結果については、CIO 連絡会議において決定し、個別府省業務・システムの評価結果については、各府省の情報化推進委員会等において決定の上、CIO 連絡会議に報告する。

なお、各府省の PMO は、各府省のオンライン利用促進の取組状況を定期的に把握の上、これを評価してその結果を利用率の向上に向けた施策に適宜反映させるものとする。

また、各府省は、毎年度、オンライン利用促進や業務・システム最適化、PMO の活動状況等の電子政府の取組について、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告し、専門的な視点、利用者の視点及び費用対効果の観点からの厳正な審査・評価等を受ける。

6 電子政府評価委員会の評価結果の予算等への反映

各府省は、電子政府評価委員会の評価の結果を予算や組織・定員等の概算要求に反映する。

Ⅱ 費用対効果等を踏まえた成果重視施策

行政手続のオンライン利用の促進や業務・システムの最適化等を推進するため、電子政府を推進するための税制の創設や手数料の引下げ等のインセンティブ措置の導入や、添付書類の原則省略、電子署名の簡略化やシステムの改修などの取組を関係府省において進めるとともに、それぞれの業務・システム最適化計画に示された運用経費及び業務処理時間の削減を最低限の目標とし、業務・システム最適化を推進しているところである。また、最適化に係る投資額についても削減に取り組み、2007 年度（平成 19 年度）予算では、工程調整、調達方法の改善による経費削減の予算額への反映、システムの機能、単価、工数等の精査等により、当初投資予定額から約 3 割の削減を達成したところである。

今後とも、効率的な電子政府を目指し、電子政府評価委員会の評価結果も踏まえつつ、IT 新改革戦略に記載された①情報システム関係経費や業務処理時間・定員の削減が見込まれるなど行財政改革に資する、②最適化計画等の適切な整備計画に基づく、③利便性の向上に寄与する、との要件を満たすことを原則とし、限られた人員及び予算の中で、費用対効果の観点等からみて確実に成果が上がるということが認められる施策に限り行うこととする。

1 利用者視点に立ったオンライン利用促進

(1) オンライン利用促進の原則

IT 新改革戦略で掲げた「オンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」との目標を達成するため、2006 年（平成 18 年）3 月に各府省においては、年間申請等件数の多い（年間 10 万件以上）手続を中心とした 175 手続を対象に、まず 2008 年度（平成 20 年度）までの 3 年間を目標期間とした利用促進計画を策定し、集中的にオンライン利用の促進を図っていくこととしたところである。

2006 年度（平成 18 年度）においては、関係府省が、利用促進計画に基づき、手数料の値下げ、入力画面の改善、処理期間の短縮、電子署名の省略、添付書類の省略など利用者がオンライン利用による利便性・サービスの向上等の効果を実感できる措置を講じるとともに、さらなる改善措置の検討を行った。

その結果、2007 年（平成 19 年）3 月には利用促進計画の改定を行い、改善措置を追加するとともに、費用対効果の観点等から計画対象手続を 165 手続に絞り込んだ。

改定した利用促進計画（別添）においては、所得税の電子申告における第三者作成書類の添付省略（2008 年（平成 20 年）1 月施行（平成 19 年分以後の所得税について適用））、社会保険関係手続や雇用保険関係手続における磁気媒体届書作成プログラムの対象手続（企業が保有する賃金等のデータを基に簡便に申請データを作成（編集）し、電子申請を行うことが可能な手続）の拡大など利便性向上や、登記情報提供サービスの手数料の更なる値下げ、オンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除の創設（2008 年（平成 20 年）1 月施行）、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設（2008 年（平成 20 年）1 月施行（平成 19 年分又は平成 20 年分の所得税について適用））などインセンティブ付与のための多くの具体的改善措置を盛り込んだところである。

今後、同計画を着実に実施するとともに、費用対効果を勘案しつつ、以下の取組を推進し、更なる利用促進を図っていく。

① 利用促進計画の推進、見直し

利用促進対象手続のオンライン利用率は 2005 年度（平成 17 年度）12.4%、2006 年度（平成 18 年度）17.1%となっており、IT 新改革戦略で掲げた「2010 年度までに 50%以上」の目標の達成に向けて、更なる利用促進のための取組が必要であることから、追加方策等を集中的に実施し、検討する。

〔2007 年度（平成 19 年度）〕

関係府省は、利用促進計画において 2007 年度（平成 19 年度）中に実施することとした施策を確実に実施するとともに、2008 年度（平成 20 年度）以降に実施すると定めた措置についても、できる限り早期に実施することを検討する。併せて、電子政府評価委員会の指摘等に基づく以下の事項について、追加方策等を精力的かつ具体的に検討する。

- ・ 手続単位ではなく、転居や結婚、出産、退職などのライフイベント単位で、利用者の行動フローを分析した上で、オンラインを利用することの利点を活かした申請手続等の見直し
- ・ 登記情報提供サービスにおける照会番号制度の活用等による手続の簡素化
- ・ 企業内情報システムを活用した各種手続については、企業内データを直接活用できるようなシステムの構築

- ・ 処理時間の短縮
- ・ 書面申請時に認印を使用していた手続における本人確認方法の簡素化
- ・ 添付書類の省略・廃止及び電子化
- ・ 行政経費の低減を反映した手数料の見直し
- ・ 利用（申請等）可能な期間・時間帯の延長

〔2008 年度（平成 20 年度）以降〕

「2010 年度までに 50%以上」の目標を達成するため、内閣官房及び総務省を中心として、2007 年度（平成 19 年度）までの利用促進計画の取組実績及び目標達成状況等を踏まえて、2008 年度（平成 20 年度）のできる限り早期に、2010 年度（平成 22 年度）までの取組方針を策定する。

また、関係府省は、取組方針を受けて、2010 年度（平成 22 年度）までを目標期間とする新たな利用促進計画を 2008 年度（平成 20 年度）中頃を目途に策定し、CIO 連絡会議に報告する。

関係府省の PMO は、利用促進計画の推進や追加方策等の検討を責任を持って統括することとする。

② 利用促進計画の対象外の手続

オンライン利用促進による利便性及び業務の効率性向上の効果が大きいことから、各府省は、利用促進対象手続^(注)に優先的に取り組むこととするが、それ以外の手続についても、同種の手続については同様の措置を講ずるなど利用促進対象手続の検討結果を踏まえつつ、添付書類の省略・廃止及び電子化、本人確認方法の簡素化、行政経費の低減を反映した手数料の見直し、処理時間の短縮、利用（申請等）可能な期間・時間帯の延長、その他のインセンティブ付与等の利用促進に向けた措置の実施・検討を進める。

また、利用促進計画の対象外の手続については、申請等手続のオンライン利用件数、利用率等を踏まえ、費用対効果等の観点から申請システムの効率化等について検討する。

(注) オンライン利用促進対象手続は、年間申請等件数が多い（10 万件以上）ものなどを選定してお

り、2007 年（平成 19 年）3 月の改正により 175 手続から 165 手続に変更されたが、これらの手続の件数は、2006 年度（平成 18 年度）末において、国に対する申請等件数の 87.4%を占めている。

(2) 利用者に身近な手続のオンライン利用促進

① 商業・法人登記申請及び不動産登記申請のオンライン化の推進

商業・法人登記申請及び不動産登記申請のオンライン化については、これまでに登記申請書作成支援ソフトの入力画面の改善や登記情報提供サービスの利用料金の値下げ（利用料金については、2006 年度（平成 18 年度）及び 2007 年度（平成 19 年度）の二度にわたり値下げを実施^(注1)）等の措置を講じるなど、オンライン化の推進を図ってきた。引き続き、2008 年（平成 20 年）1 月のオンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除^(注2)の措置施行までにオンライン申請が可能な登記所を全国の登記所の 9 割程度以上まで拡大することを目指すとともに、オンライン登記申請に必要なパソコンの環境を設定するツールの開発、オンライン登記申請を模擬的に体験可能な環境の開発等の追加措置により利用者の利便性の向上を図る。

（注 1）全部事項の利用料金については、2006 年（平成 18 年）4 月に 950 円から 770 円に値下げされ、さらに、2007 年（平成 19 年）4 月、480 円に値下げされた。また、所有者事項の利用料金については、2006 年（平成 18 年）4 月、440 円から 270 円に値下げされ、さらに、2007 年（平成 19 年）4 月、170 円に値下げされた。

（注 2）2008 年（平成 20 年）1 月 1 日から 2009 年（平成 21 年）12 月 31 日までの間に、以下の登記の申請をオンラインで行った場合には、当該登記の登録免許税の 10%に相当する額（5,000 円を上限とする。）を控除。

- ① 不動産登記のうち、所有権の保存登記及び移転登記並びに抵当権の設定登記
- ② 商業・法人登記のうち、株式会社、合名会社、合資会社等の設立登記

② 国税関係手続のオンライン利用促進

e-Tax（国税電子申告・納税システム）については、2004 年（平成 16 年）2 月の導入以来、対象手続及び受付時間の拡大並びに税理士関与の場合には、納税者本人の電子署名を省略するなどの一部電子署名の省略、e-Tax ソフトのダウンロード方式による配付、早期還付によるインセンティブ措置、確定申告期間における 24 時間受付など機能・運用の改善に取り組むとともに、積極的な広報・周知に努めてきた結果、利用促進計画を定めた手続の利用状況は、2005 年度（平成 17 年度）約 13

万件であったものが、2006 年度（平成 18 年度）は約 106 万件となり、前年度と比較し約 8 倍の増加となっている。

2007 年度（平成 19 年度）以降、利用促進計画に基づき、所得税の電子申告における第三者作成書類の添付省略、来署した納税者の本人確認を前提に本人の電子署名なしでの電子申告を可能とするほか、税理士会や関係民間団体を通じた電子申告研修会の実施などに取り組み、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設^(注)等を契機とした公的個人認証など認証基盤の普及拡大にあわせ、e-Tax の普及を図る。

(注) 電子証明書を有する個人が、2007 年（平成 19 年）分又は 2008 年（平成 20 年）分の所得税の確定申告書の提出を、その者の電子署名及び電子証明書を付してその年の翌年 3 月 15 日までに電子申告により行う場合には、その年分の所得税額から 5,000 円（その年分の所得税額を限度）を控除。

③ 社会保険・労働保険関係手続のオンライン化の推進

社会保険・労働保険関係手続のオンライン化については、これまで、社会保険労務士が社会保険関係手続の代行を行う場合に ID・パスワードの利用により事業主の電子証明書を不要とする対応、企業等のデータを活用して効率的に申請データを作成することができる磁気媒体届書作成プログラムを利用した社会保険関係手続の電子申請の推進、従業員の採用・退職等の契機を同一として事業主が行う主要手続をワンストップで行うための「グループ申請」の導入、住基ネットとの連携による年金受給者が行う現況届に係る手続の原則省略、健康保険・厚生年金被保険者資格取得届等における年金手帳の添付省略など、申請者の利便性向上等の観点から様々な取組を実施してきている。

2007 年度（平成 19 年度）以降においては、事業主の電子署名に代わる ID・パスワードについて、ワンストップ化を踏まえた社会保険関係手続と雇用保険関係手続との統一的な運用及び発行手続の簡素化を行うほか、磁気媒体届書作成プログラムを利用可能な手続の拡大及び同プログラムを使用してオンライン申請するためのシステム構築に要した費用等に対しては、現行の「情報基盤強化税制」「中小企業投資促進税制」が利用可能であることの周知、住基ネットとの連携による手続の省略の拡大、添付書類の省略等の手続見直しの検討、申請者の意見を踏まえた操作性向上

等のシステム改善、問い合わせ体制の充実、大規模事業所の個別訪問による利用勧奨等の対策に取り組むとともに、オンライン化による業務処理の効率化を図る。

(3) オンライン利用促進に係る評価、見直し等

関係府省は、利用促進計画に基づくオンライン利用の進捗状況等を評価し、今後の利用促進に向けた追加的措置を検討するとともに、その結果について、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告する。

電子政府評価委員会から、利用促進計画の見直しを求められた場合には、その結果を踏まえて、利用促進計画の見直しを行うものとする。

(4) 情報の把握、公表等

① オンライン利用状況等の把握、公表

IT 新改革戦略に掲げた目標の達成状況を把握するため、各府省は「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成 14 年法律第 151 号)第 10 条に基づく情報通信技術の利用に関する状況や、申請等手続のオンライン利用件数、利用率等について、毎年度把握して公表することとする。

利用促進計画の対象である利用促進対象手続の利用状況については、利用促進計画の見直しに活用するため、上記のほか年度途中においても利用率等の把握に努めることとし、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告するものとする。

総務省は、各府省により公表されたオンライン利用状況を取りまとめて、その概要を公表する。利用促進対象手続については、オンライン利用の好事例をアピールするなど、各府省及び手続ごとの状況を比較できる形で公表する。

② 利用者意見の把握

総務省及び各府省は、利用者視点に立ったオンライン利用の促進を図るため、国に対する申請件数の多い企業等に対するアンケートやヒアリング、電子政府推進員の意見等を通じて、手続ごとに利用者の特性を踏まえたニーズや利用者の心理・満足度等の把握に努め、利用促進計画の推進及び見直し並びに計画対象外手続の利用促進の検討に活用するものとする。

また、4 月に経済財政諮問会議がまとめた「成長力加速プログラム～生産性 5 割

増を目指して～」(2007 年(平成 19 年)4 月 25 日経済財政諮問会議決定)において、
「IT 戦略本部にいわゆるオンブズマン機能を持たせ、国民のための電子申請手続に関する苦情を含めた提案を受け付け、受け付けた内容とその処理結果を来年度から公表する。」こととされたことから、提案の受付から公表までのスキームについて、内閣官房を中心に検討し、2007 年(平成 19 年)末までに結論を得るものとする。

(5) ワンストップサービスの推進

① 国・地方を超えた包括的な電子行政窓口サービスの実現

電子申請の利便性の飛躍的高まりを国民・企業が実感できる環境を実現し、電子行政サービスが基本の社会の構築を一層推進するため、「国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービス等の実現」が重点計画に盛り込まれたところである。この実現に向け、GPM0 の下に官民合同のプロジェクトチームを年内に設置するとともに、2007 年度末(平成 19 年度末)までに、現行の申請・届出等に係るオンライン手続の利用状況の把握及び利用者視点に基づく行動フローの分析やニーズを把握し、課題の抽出及び分析を行う。また、並行して、府省間及び国・地方間のバックオフィス等業務の連携を図るべく、国及び地方での関連業務の棚卸しを行い、モデルとなる業務フローを 2007 年度末(平成 19 年度末)までに策定する。

その上で、2008 年度(平成 20 年度)の早期に次世代電子行政サービスの基本構想を策定する。

② 電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用したワンストップサービスの推進

各府省の汎用受付等システム等については、2006 年度(平成 18 年度)末現在、9 府省が電子政府の総合窓口(e-Gov)(以下「e-Gov」という。)窓口システムへの移行を完了している。移行が完了していない 6 府省は、システムの見直しスケジュール等を踏まえ、費用対効果にも配慮しつつ、汎用受付等システム等の e-Gov 窓口システムへの移行を進め、2007 年度(平成 19 年度)末までに 3 府省、2008 年度(平成 20 年度)末までに 2 府省、2009 年度(平成 21 年度)末までに残る 1 府省の移行完了を目指すこととする。

総務省は、e-Gov 窓口システムについて、各府省の協力を得て、2007 年度(平成 19 年度)末までのできる限り早期に、関連する手続の組合せの選択から申請までを

一括して行えるグループ申請の機能を設ける。また、費用対効果にも配慮しつつ、利用者の利便性向上のために有効な機能拡充等の必要な措置を講ずる。

③ 輸出入及び港湾・空港手続のシングルウィンドウサービスの推進

「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき整備することとされている、「府省共通ポータル」について、2008 年（平成 20 年）10 月の稼働に向け、関係府省が協力し着実に整備を進める。

また、「貿易手続改革プログラム」（平成 19 年 5 月 14 日アジア・ゲートウェイ戦略会議「物流（貿易関連手続等）に関する検討会」）に基づき、主要港や地方港によって異なった港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化を進め、次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）稼働後できる限り早期に機能追加を図るなど、真に利便性の高いシステムに向け、利用者の立場に立って継続的な見直しを行う。

④ 自動車保有手続のワンストップサービスの推進

2005 年（平成 17 年）12 月に東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の 4 都府県で開始した自動車保有手続のワンストップサービスの稼働地域は、現在、岩手県、群馬県、茨城県、埼玉県、静岡県、兵庫県を加え 10 都府県に拡大された。警察庁、総務省及び国土交通省は、今後も更なる拡大を目指し、地方公共団体に対して、ワンストップサービスの早期稼働、利用率向上に向けた取組を要請する。

また、利用促進を図るため、2007 年度（平成 19 年度）中に公的個人認証を利用せずに印鑑証明書等を活用した申請を可能とするようシステム改修を行うとともに、聞き取り調査等を行い、利用率が 50%を超える見込みのある手続についてはワンストップサービス対象手続として順次拡大する。さらに、広報・普及活動として、インセンティブ措置である自動車販売店の代行手数料の引下げについて、業界団体等を通じて PR していく。

(6) 行政情報の電子的提供の充実等

① 各府省における行政情報の電子的提供の充実等

各府省は、引き続き、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JISX8341-3）（以下「ウェブコンテンツ JIS」と言う。）を踏まえた高齢者・障害

者に配慮したホームページの作成等を進め、すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい行政情報の電子的提供に努めるとともに、より利用者のニーズに合わせた有用なコンテンツなど関連情報の提供等を逐次実施し、その充実・促進を図る。

② 行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化の着実な推進

各府省は、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」（2005 年（平成 17 年）8 月 24 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に定める見直し計画に沿って、複数の情報提供サイトに係るインターネット接続口及び機器等の集約を図るとともに、個別のデータベースによる情報提供から既存のホームページの検索機能を活用した情報提供へ切り替えるなどのデータベースシステムの見直しを進めており、2006 年度（平成 18 年度）末現在、8 府省が情報提供サイトの集約を、14 府省がデータベースシステムの見直しをそれぞれ完了している。これらの集約及び見直しを完了していない府省のうち、情報提供サイトの集約が完了していない 11 府省においては 2010 年度（平成 22 年度）までに、また、データベースシステムの見直しが完了していない 4 府省においては 2007 年度（平成 19 年度）までに、それぞれの見直し計画に沿って、引き続き、情報提供サイトの集約、データベースシステムの見直しを進める。

③ e-Gov の拡充、利用者支援等

総務省は、国民等利用者が必要な行政情報に円滑に到達可能となるよう、各府省等の協力を得つつ、e-Gov について、2007 年度（平成 19 年度）以降、手続案内からの各府省等のホームページの当該情報へのリンクなど、より分かりやすい行政情報、手続案内等の提供を推進するとともに、引き続き、関係機関、地方公共団体の提供する情報との連携を図るほか、英語版 e-Gov ホームページの作成及び携帯電話等モバイル機器による e-Gov の利用について検討する。

また、e-Gov の利用者支援を行う電子政府利用支援センターについて、2007 年度（平成 19 年度）末までに、国民等利用者からの問い合わせに的確かつ可能な限り一次的に対応が行えるよう、FAQ（よくある問い合わせと回答）を充実させるなど、迅速な回答・案内を行うために必要な措置を講ずる。

e-Gov については、より多くの国民に活用されるポータルサイトを目指して、ウェブコンテンツ JIS を踏まえた高齢者・障害者に配慮したホームページの作成等すべての人々の利用しやすさなどに配慮しつつ、引き続き、分かりやすさの向上や周知に努める。

(7) 電子政府の広報、普及・啓発

電子政府の利用を促進するため、関係府省で対応している手数料の引下げ、オンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除や電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設、申請時間帯の拡大等既に実施されているインセンティブ措置等施策の内容を広く利用者に周知し、実際の利用拡大に結びつけるため、関係府省が連携し、国民等利用者に対して分かりやすく、かつなじみやすいパンフレットやポスターを作成するなど、より一層効果的な広報、普及・啓発活動を推進する。特に 2008 年（平成 20 年）1 月から施行される電子政府を推進するための税制に関しては、その効果を最大限発揮するため、集中的に広報、普及活動に取り組む。

また、国民等に対し、引き続き、年間を通じて受付窓口等においてオンラインによる申請等が可能であることを積極的に周知するとともに、受付窓口等で利用者等にオンラインによる申請等を体験してもらうなど、オンラインによる申請等を積極的に周知する。また、オンライン利用の方法やメリット等についての照会に適切に対応できるよう担当職員への周知徹底を図る。

2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化

(1) 業務・システム最適化のモニタリング等

総務省は、最適化指針との整合性確保等の観点から、CIO 連絡会議の下、引き続き、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、各府省からの最適化の進捗状況報告等を通じて、最適化計画に基づく最適化の進捗状況や経費削減などの効果の発現状況を確認するなどのモニタリングを行う。また、その結果を電子政府評価委員会に報告することにより、同委員会における各府省の取組状況の評価・公表に資する。

各制度官庁においては、電子政府評価委員会の評価の結果を予算や組織・定員管理等に活用する。

(2) 業務・システム最適化の実施

各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。各府省における各業務・システムの最適化の実施に当たり、情報システムの統一化、起案・決裁を始めとする業務処理の標準化・自動化、手続の簡素化等を図るとともに、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る。

また、いわゆる国の旧式（レガシー）システム^(注)（以下「レガシーシステム」という。）に係るデータ通信サービス契約については、必要に応じて国庫債務負担行為を活用し、2007 年度（平成 19 年度）からは当該契約を取りやめることとしている。これに加えて、引き続き、特定の事業者依存しないオープンシステムへの移行等のシステム構成の見直し、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。

(注) 中央省庁において、年間 10 億円以上の経費を要する情報システムであって、次のいずれかに該当するもの。

- ①汎用コンピュータ、オフコン（開発事業者独自のオペレーションシステムを搭載した中型コンピュータ）を使用したシステム及びこれらに接続するためのシステム
- ②平成 6 年以降、随意契約が継続しているシステム

① 人事・給与等業務・システム最適化

人事・給与等業務・システムについては、より一層の効果を上げる観点から、それまでの各府省が個別に導入することを前提とした開発を見直し、原則として、集中管理方式へ移行することとし、担当府省において必要なシステム改修を行うこととする。このため、各府省は個々に整備・運用していた既存のシステムを廃止し、原則として、2010 年度末（平成 22 年度末）までに集中管理方式の人事・給与関係業務情報システムを導入するものとする。

② 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化

物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画（2004 年（平成 16 年）9 月 15 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、

2006 年（平成 18 年）8 月 31 日一部改定）について、費用対効果の観点から最適化の実施内容、スケジュールを見直し、2008 年度（平成 20 年度）早期に最適化計画を改定する。

③ 文書管理業務の業務・システム最適化

文書管理業務の業務・システム最適化計画（2007 年（平成 19 年）4 月 13 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、2008 年度（平成 20 年度）末までに、政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムを整備する。これにより、文書管理業務・システムについて、業務処理過程の電子化による業務の効率化・高度化及び経費の削減を含めたシステムの効率化・高度化を図る。

④ 職員等利用者認証業務の業務・システム最適化

職員等利用者認証業務の業務・システム最適化計画（2007 年（平成 19 年）4 月 13 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、2007 年度（平成 19 年度）末までに、利用者認証情報の体系及び管理業務の標準化に向けたガイドラインを作成するとともに、2008 年（平成 20 年）末までに、識別コード（ID）、パスワードなどの利用者認証情報の体系及び利用者認証機能等を政府全体で共通化し、一元的に管理・提供するため、職員等利用者共通認証基盤（「GIMA」（Government Identity Management for Authentication））を整備する。

これらにより、利用者認証に係る業務・システムの効率化、安全性・信頼性向上及び職員等利用者の利便性向上を図る。

⑤ 各府省に共通するシステムの共同利用化の推進

業務の効率化や運用経費の縮減を図り、業務・システムの最適化効果を最大限に高めるため、2009 年（平成 21 年）1 月を目途に、府省共通システムにおいて共通的に利用される基盤機能及び施設・設備を具備する府省共通システムの基盤（以下「共同利用システム基盤」という。）を整備し、職員等利用者共通認証基盤から共同利用を開始する。その後、文書管理システム、人事・給与関係業務情報システム、電子政府の総合窓口（e-Gov）等のシステムが順次参画することにより、更なる政府全体の業務・システムの最適化を目指す。

共同利用システム基盤の運用主体に関しては、当面、総務省とするが、対象システムの増加が見込まれる 2010 年（平成 22 年）4 月以降については、当該基盤の運用等を効率的かつ確実に実施する観点から、公的な主体にアウトソーシングすることも含め実施体制の在り方について検討する。

⑥ 社会保険業務の業務・システム最適化

社会保険業務の業務・システムの最適化については、これまで、コールセンター機能や年金加入状況等の情報提供の充実等による国民サービスの向上、業務の集約化や定型業務の外部委託化の推進、レガシーシステムのオープン化等を実現するための取組を計画的に進めてきている。2007 年度（平成 19 年度）以降においては、社会保険庁改革への的確な対応、年金記録の確認・整備の実施など、年金制度に対する国民の信頼回復に向けた重点的な取り組みが求められる中、国民のニーズに応じた更なるサービスの向上を図るとともに、必要に応じて最適化計画の見直しを行い、効率的で信頼される業務・システムの構築に取り組むものとする。

(3) GPMO との調整

府省共通業務・システムの担当府省は、府省共通業務・システムの最適化を推進するに当たり、総合調整機能を担う GPMO と十分な調整を行うものとする。

(4) 関連する情報システム間の連携

政府全体の最適化を推進するため、府省共通業務・システム担当府省は、担当する情報システムと関連する他の府省共通業務・システム等との間で、必要に応じて府省共通システム担当府省連携・調整会議等を活用しつつ、システム相互にやり取りされるデータ項目や連携方法等を含めた仕様調整を行うなど積極的な連携を図る。

(5) 業務・システム最適化の評価、見直し等

業務・システムの最適化の取組は、一過性のものではなく、最新の技術動向等を踏まえ、PDCA サイクルによる不断の改善を通じ、個々の業務・システムの最適化にとどまらず、全体最適の観点から、更なる最適化の拡大・推進を図る必要があることから、各府省においては、最適化指針に沿って毎年度の最適化実施状況の把握・評価等を行

う（府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては担当府省が中心となって行う。）。また、毎年度の各業務・システムの最適化実施状況及びその評価等について、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告する。

目標値等を達成できない場合には、各府省の PMO の評価結果や電子政府評価委員会の評価結果も厳正に受けて、システム開発の中止、業務・システムの廃止を含めた見直しを直ちに行う。

(6) 府省共通業務・システムの見直し

以下に掲げる府省共通業務・システムについては、選択と集中の観点から最適化実施の可否についてそれぞれ見直しを行った結果、いずれも業務・システム全体の経費削減、効率化・合理化等の効果の確実な発現が見込まれないことが明らかとなったため、最適化対象業務・システムから除外する。

- ・ 研修・啓発業務
- ・ 苦情・相談対応業務
- ・ 地方公共団体に対する調査・照会業務
- ・ 国家試験業務

3 情報システムに係る政府調達改善

(1) 情報システムの戦略的な調達

各府省は、調達手続のより一層の透明性・公平性を確保し、技術力のある企業に対する競争参加機会の拡充等を図るため、「情報システムに係る政府調達の基本指針」（2007 年（平成 19 年）3 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「調達指針」という。）に基づく下記の取組を含め、国庫債務負担行為の活用、随意契約から一般競争入札等への移行等情報システムの戦略的な調達のための具体的取組を強力に推進する。

① 分離調達の実施

各府省は、設計・開発の予定価格が 5 億円以上と見込まれる特定情報システムについては、調達計画書に沿って、原則として、情報システムの方式による分離調達、ハードウェアとソフトウェアの分離調達及び運用・保守等の工程の分離調達を実施する。

② 標準技術の活用

各府省は、調達仕様書の明確化と中立性確保のため、調達仕様書の内容について、提案に不可欠な情報を具体的・網羅的に記載するとともに、オープンな標準に基づく要求要件の記載を優先することとする。

なお、ソフトウェアの調達に当たっては、最適化指針に沿って、汎用パッケージソフトウェアの優先的な活用を検討する。

③ 情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充

各府省は、調達計画書、調達仕様書案等を情報システムに係る政府調達事例データベースに着実に登録する。総務省は、調達計画書等の登録のため、現行の同データベースの改修を行う。

(2) 情報システムに係る政府調達のモニタリング等

内閣官房は、調達指針に基づき、総務省の協力を得て、調達指針に基づく取組の実施状況に係るフォローアップを行う。

また、総務省は、調達指針に基づき作成した実務手引書を、上記フォローアップの結果等を踏まえ適時適切に見直すとともに、事業者等からの苦情の受付、各府省の調達担当課室に対する調達計画書及び調達仕様書についての助言等のモニタリングを行う。

(3) 外部委託の推進

各府省は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえてセキュリティを確保しつつ、職員による判断を必要とする業務を除き、引き続き積極的に外部委託を推進する。

(4) システム開発経費に係る積算の精度の向上

政府全体として統一的にシステム開発経費に係る積算の精度を向上するため、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、毎年度のシステム開発経費標準積算書の報告等の各府省からの協力を得て、システム開発規模、所要工数、費用等について、継続

的に調査・分析を行い、システム開発経費に係る積算の精度の向上の実現に向けた検討を行う。

(5) 予算要求時の積算の妥当性確保

各府省は、予算要求に当たり、複数業者から見積等の情報を入手するなど、引き続き積算の妥当性の確保に努める。

(6) 調達事務の軽減等

事業者側と府省側双方の調達に係る事務負担軽減等を図るため、各府省は、競争入札を行うに当たっては、電子入開札システムによることを原則とするなどの措置を講ずる。

また、情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充等を通じて調達仕様書等の情報共有を図ることにより、調達業務の標準化・効率化を推進する。

4 全体最適化に向けた諸課題への取組

(1) 情報システムに係る各種情報の把握等

① 情報資産台帳の整備

各府省のPMOは、府省内の業務・システムを網羅的に把握するため、情報資産（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）に関する情報を記載した情報資産台帳を2007年度（平成19年度）末までに整備する。

各府省は情報資産台帳を適切に維持管理し、既存の業務・システムの対象範囲の見直し、小規模業務・システムの見直し、電子政府基本調査への活用等、更なる最適化の拡大・推進に活用する。

② 電子政府基本調査の実施

総務省は、各府省における電子政府推進のための取組の実施状況及び独立行政法人等の業務・システムに関する取組の実施状況を把握するため、電子政府基本調査を毎年度実施し、その結果を公表する。2008年度（平成20年度）以降の各府省についての調査は、各府省が整備する情報資産台帳を活用しつつ実施する。

③ 諸外国の情報把握

総務省は、電子政府の主要国の実情を把握し、我が国の電子政府における PDCA サイクルの確保・運用等に活用する。

(2) 情報セキュリティ対策等

① 効果的な情報通信技術の導入

各府省は、IPv6 等普及が見込まれる情報通信技術について、適用する範囲とその効果を明確にした上で、その効果的な導入を図る。

IPv6 については、各府省は、「電子政府システムの IPv6 対応に向けたガイドライン」(2007 年(平成 19 年)3 月 30 日総務省)を参考として策定する IPv6 対応化のための具体的な計画において、対応すべき範囲、対応化による効果、移行スケジュール等の具体化を進める。

② 情報セキュリティ対策

各府省は、情報セキュリティ対策の PDCA サイクルを定着させるため、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第 2 版)」(2007 年(平成 19 年)6 月 14 日情報セキュリティ政策会議決定)等に沿って、各府省自らが実施する自己点検及び監査、並びに内閣官房情報セキュリティセンターが実施する検査・評価を踏まえ、情報セキュリティ対策の改善措置を適切に講ずる。

また、各府省は、各府省情報セキュリティ対策基準(情報セキュリティポリシー)に基づき情報セキュリティ対策のための具体的措置を引き続き実施するとともに、情報システムの企画・設計段階から情報セキュリティを確保するための取組を推進し、情報システムの安全性・信頼性の確保を着実に進める。

③ 府省共通的なセキュリティ機能向上の推進

内閣官房及び総務省は、各府省の情報システムにおけるセキュリティ機能向上の取組を統一的に推進するため、府省共通的なプラットフォーム^(注)の構築・整備に関し、関係府省、CIO 補佐官等の協力を得て、必要な技術的、機能的検討を進め、2007 年度(平成 19 年度)末までに結論を得る。

各府省は、上記の結論を踏まえ、府省共通業務・システム等において、必要な機

能の実装等セキュリティ機能向上のために適切な対応を図る。

(注) ここでいう「プラットフォーム」とは、政府全体の情報セキュリティ対策の効率的・効果的実施と情報セキュリティ水準の向上を目的として府省共通的に整備すべき事項の総称であり、必要なセキュリティ機能等を実装するための統一的な技術仕様、当該機能等を実現するためのシステム基盤などを含む。

④ 個人情報保護対策

総務省及び各府省は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)の運用状況等に関する情報を共有するとともに、制度の適切な運用を確保していくために必要な検討を行っていくこととする。

また、法の運用状況等を踏まえ、広報資料の配布や職員への教育研修等を行い、同法の趣旨及び内容等の周知徹底を図ることとする。

Ⅲ 関係機関との連携

1 国、独立行政法人等を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進

(1) 独立行政法人等の業務・システム最適化

独立行政法人等(国立大学法人を含む。)を所管する府省においては、独立行政法人等の業務・システムの最適化を実現するため、国の行政機関の取組に準じて、主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)について、2007年度(平成19年度)末までのできる限り早期に最適化計画を策定し、中期計画や最適化計画等に沿って最適化を着実に実施し、情報システム関係経費削減などの効果を可能な限り早期に発現するなど業務運営の効率化・合理化を推進するよう独立行政法人等に要請するとともに、必要な支援等を行い、連携を図る。

あわせて、調達指針に準じた調達改善の取組の実施、システムの調達の原則競争入札化、ハードウェアとソフトウェアの分離調達の検討、情報システムに係る政府調達事例データベースへの調達案件の登録、内部人材の全体的なレベルアップ等を要請するとともに、必要な支援等を行い、連携を図る。

これらの独立行政法人等の業務・システムに関する取組状況については、総務省が電子政府基本調査において毎年把握する。

(2) 「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」における意見交換、情報の共有

国、独立行政法人等を通ずる行政の情報化に総合的・一体的に取り組むため、「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」において、独立行政法人等に横断的な課題や国と独立行政法人等に共通の課題等について検討する。

総務省は、毎年の独立行政法人等の業務・システムに関する取組状況を「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」に報告する。

2 国、地方公共団体を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進

国・地方公共団体を通ずる業務・システムの最適化の取組等について、「電子行政推進国・地方公共団体協議会」において、引き続き、意見の交換、情報の共有を行うとともに、GPMOの下に年内に設置される官民合同のプロジェクトチームにおける検討を踏まえ、国、地方を通じ費用対効果の観点に立った効果的・効率的な電子行政の実現を図る。

3 国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力

国会、裁判所等国の行政機関以外の機関と国の行政機関を通ずる業務・システムの最適化の取組等について、引き続き、これら機関との連携協力により、費用対効果の観点に立った効果的・効率的な電子政府の実現を図る。

(別添)

オンライン利用促進のための 行 動 計 画

(平成 19 年 3 月改定)

府省通し№	対 象 手 続	手 続 の 概 要	根 拠 法 令
金融庁 - № 1	生命保険募集人登録事務	生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。	保険業法第276条
金融庁 - № 2	生命保険募集人届出事務	生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合については、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該手続を電子的に行うもの。	保険業法第280条
金融庁 - № 3	損害保険代理店登録事務	損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。	保険業法第276条
金融庁 - № 4	損害保険代理店届出事務	損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合については、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該登録を電子的に行うもの。	保険業法第280条
総務省 - № 1	無線局免許申請	無線局の免許を受けようとする者が、事前に申請書に無線局の目的や開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式並びに希望する周波数の範囲等を記載した書類を添えて総務大臣に提出する。	電波法第6条第1項
総務省 - № 2	無線局再免許申請	無線局の再免許を受けようとする者が、免許有効期間満了前の定められた期間内において、再免許申請書に免許の番号、免許の年月日、及び有効期間の満了の日、継続開設を必要とする理由、希望する電波の型式、周波数及び空中線電力等を記載した書類を添えて総務大臣に提出する。	電波法第6条第1項 無線局免許手続規則第16条第1項
法務省 - № 1 № 2	不動産登記手続 (№1:不動産登記の申請, №2:不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等)	№1: 根拠法令に基づき、不動産登記を申請しようとする者が、登記所に対して登記申請情報及び添付情報を提供するとともに登録免許税を納付して不動産登記の申請を行う。 №2: 不動産登記の登記事項証明書等の交付を請求し、又は登記情報を取得しようとする者が、登記所に対して登記事項証明書等の交付請求手続等を行い、又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。	№1: 不動産登記法第16条 №2: 不動産登記法第119条, 第120条第121条, 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条
法務省 - № 3 № 4	商業・法人登記手続 (№3:商業・法人登記の申請, №2:商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等)	№3: 根拠法令に基づき、商業・法人登記を申請しようとする者が、登記所に対して登記申請書を提出するとともに登録免許税を納付して商業・法人登記の申請を行う。 №4: 商業・法人登記の登記事項証明書等の交付を請求し、又は登記情報を取得しようとする者が、登記所に対して登記事項証明書等の交付請求手続等を行い、又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。	№3: 商業登記法第14条 (非訴訟事件手続法第124条において準用する場合を含む) №4: 商業登記法第10条, 第11条, 第12条, (非訴訟事件手続法第124条において準用する場合を含む)電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条)
法務省 - № 6	債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付請求	根拠法令に基づき債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付を請求しようとする者が、登記所に対して、債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付請求手続を行う。	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第11条, 第12条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条
法務省 - № 7	成年後見登記に関する証明書の交付請求	後見登記等ファイルに記録されている者等一定の者が、登記所に対し、成年後見登記に関する証明書の交付請求手続を行う。	後見登記等に関する法律第10条
法務省 - № 8	乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可申請	外国人の乗員が船舶等の乗換え等の目的で15日を超えない範囲で上陸を希望する場合に船舶等の長又は運送業者の申請に基づき乗員上陸許可書を発給する手続。	出入国管理及び難民認定法第16条第1項
法務省 - № 9	船舶の長による乗員名簿の提出等	船舶等の長又は運送業者は、船舶の場合は入港時より24時間前までに、航空機の場合は入港前に船舶等の乗員名簿を提出する。	出入国管理及び難民認定法第57条第1項及び同3号
財務省 - № 1	積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出(外国貿易船)	開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、あらかじめ当該外国貿易船の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易船が開港に入港したとき、船長は入港の時から二十四時間以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出しなければならない。(主な利用者: 船会社、船舶代理店)	関税法第15条第1項、第3項
財務省 - № 2	積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出(外国貿易機)	税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、あらかじめ当該外国貿易機の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易機が税関空港に入港したとき、機長は直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。(主な利用者: 航空会社)	関税法第15条第7項、第9項
財務省 - № 3	貨物の積卸しについての書類の呈示	船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。	関税法第16条第2項
財務省 - № 4	出港届の提出(許可)	外国貿易船及び外国貿易機が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。	関税法(昭和29年法律61号)第17条第1項
財務省 - № 5	執務時間外における貨物の積卸しの届出	行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸をし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。	関税法第19条

財務省	- № 6	外国貨物仮陸揚の届出	外国貨物を仮に陸揚しようとするときは、船長又は機長は、税関にあらかじめその旨を届け出なければならない。	関税法第21条
財務省	- № 7	内国貨物である船用品又は機用品の積込承認申請	内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込もうとする者は、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。	関税法第23条第2項
財務省	- № 8	外国往来船又は外国往来航空機と陸地との交通の許可申請	本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通は、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を経て行わなければならない。	関税法第24条第1項
財務省	- № 9	外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請	本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通が、貨物の授受を目的とするものであるときは、その交通は、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。	関税法第24条第2項
財務省	- № 10	保税運送（包括）承認	外国貨物を開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置の許可を受けた貨物を蔵置する場所相互間で、外国貨物のまま運送しようとする者は、貨物の品名、数量、運送先等を税関に申告し承認を受けなければならない。（運送の状況やその他の事情を勘案して、税関長が取締り上支障がないと認める場合は、1年の範囲内で包括して承認することも可能。）	関税法第63条第1項
財務省	- № 11	輸入（納税）申告（輸入許可前引取り承認申請を含む。）	・申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。（第7条） ・特例申告を行う場合は、特例申告に係る指定貨物で輸入の許可の日の属する月の翌月末日までに税関長に提出しなければならない。（第7条の2） ・貨物を輸入しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。（第67条） ・輸入申告の後輸入の許可前に貨物を引き取ろうとする者は、税関長の承認を受けなければならない。（第73条第1項）	関税法第7条、第7条の2第2項、第67条、第73条第1項
財務省	- № 12	輸出申告	貨物を輸出しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。	関税法第67条
財務省	- № 13	臨時開庁承認申請	行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、税関の臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けなければならない。	関税法第98条
財務省	- № 14	積卸コンテナ一覧表の提出	輸入税の免除を受けてコンテナを輸入又は輸出しようとする者は、当該コンテナの種類、記号、番号、積卸する船舶等の名称、及び国産コンテナの特例に係る表示をしているコンテナについてはその旨を積卸コンテナ一覧表に記載し、積卸を行う場所を管轄する税関官署へ提出することを以て、関税法第67条の規定による申告があったものとみなす。	コンテナに関する通関条約第2条 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第2条
財務省	- № 15	納税証明書の交付請求	納税証明書は申告・納付した納税額、所得金額及び未納の税額がないこと等について証明するものであり、納税者が融資申込みや資格審査等の添付書類として使用するため、必要となる都度、税務署等へ交付請求を行うものである。	国税通則法第123条第1項
財務省	- № 16	消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより消費税の課税事業者となる場合、納税地を所轄する税務署長に課税事業者となった旨を届け出る手続。	消費税法第57条第1項第1号
財務省	- № 17	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったことにより消費税の免税事業者となる場合、納税地を所轄する税務署長に免税事業者となった旨を届け出る手続。	消費税法第57条第1項第2号
財務省	- № 18	所得税の青色申告承認申請	個人が青色申告の承認を受けようとする場合の手続きで納税地を所轄する税務署長へ提出する。	所得税法第144条、第166条
財務省	- № 19	所得税の青色申告の取りやめ届出	青色申告の承認を受けていた方が、青色申告書による申告を取りやめようとする場合の手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。	所得税法第151条第1項
財務省	- № 20	個人事業の開廃業届出	新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときの手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。	所得税法第229条
財務省	- № 21	青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）	青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする場合の手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。	所得税法第57条第2項
財務省	- № 22	酒類の販売数量等報告書	酒類販売業者が1会計年度の酒類の販売数量等について毎年4月30日までに所轄税務署長に報告する手続。	酒税法第47条第4項
財務省	- № 23	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書	酒類小売業者が未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等について毎年4月30日までに所轄税務署長に報告する手続。	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条

～ 目 次 ～

財務省	- № 24	更正の請求書	納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるなどの場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から一年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる。	国税通則法第23条第3項等
財務省	- № 25	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書（支払通知書）（及び同合計表）	オープン型の証券投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項2号・8号
財務省	- № 26	株式等の譲渡の対価の支払調書（及び同合計表）	居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して、株式等の譲渡の対価の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項10号
財務省	- № 27	生命保険契約等の一時金の支払調書（及び同合計表）	生命保険契約等に基づいて支払う保険金や解約返戻金等を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項4号・8号
財務省	- № 28	生命保険契約等の年金の支払調書（及び同合計表）	生命保険契約等に基づいて支払う年金等を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項4号・8号
財務省	- № 29	損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書（及び同合計表）	損害保険契約等の満期返戻金及び解約返戻金等を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項5号・8号
財務省	- № 30	保険代理報酬の支払調書（及び同合計表）	生命保険契約又は損害保険契約の代理報酬の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項6号
財務省	- № 31	定期積金の給付補てん金等の支払調書（及び同合計表）	定期積金及び相互掛金の給付補てん金等の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項3号・8号
財務省	- № 32	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書（及び同合計表）	法人の利益の配当、剰余金の分配、基金利息の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項2号・8号
財務省	- № 33	不動産の使用料等の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項9号
財務省	- № 34	不動産等の譲受けの対価の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の譲受けの対価を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項9号
財務省	- № 35	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項9号
財務省	- № 36	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対して、報酬、料金、契約金及び賞金を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項3号
財務省	- № 37	利子等の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対し、利子等の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項1号・8号
財務省	- № 38	給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）	居住者に対し、俸給、給与、賃金、歳費、賞与其他これらの性格を有する給与を支払った場合に提出する。	所得税法第226条第1項
財務省	- № 39	退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）	居住者に対し、国内において退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与等を支払った場合に提出する。	所得税法第226条第2項
財務省	- № 40	公的年金等の源泉徴収票（及び同合計表）	居住者に対し、公的年金等を支払った場合に提出する。	所得税法第226条第3項
財務省	- № 41	信託の計算書（及び同合計表）	信託の受託者が、信託を受託した場合に提出する。	所得税法第227条
財務省	- № 42	生命保険金・共済金受取人別支払調書（及び同合計表）	生命保険金や共済金の支払をした場合に提出する。	相続税法第59条第1項1号
財務省	- № 43	国外送金等調書（及び同合計表）	金融機関等を通じて国外送金等に係る為替取引を行った場合に提出する。	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条

財務省 - № 44	先物取引に関する調書（及び同合計表）	商品取引員等が、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った先物取引等について、当該取引に係る差金等決済を行った場合に提出する。	租税特別措置法 第41条の14第4項
財務省 - № 45	特定口座年間取引報告書（及び同合計表）	証券業者等が、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約により、特定口座の開設を行っている場合に提出する。	租税特別措置法 第37条の11の3第7項
財務省 - № 46	損害保険契約等の年金の支払調書（及び同合計表）	損害保険契約等に基づく年金等を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項5号・8号
財務省 - № 47	事業年度等を変更した場合等の届出	事業年度等を変更した場合等の手続	法人税法第15条
財務省 - № 48	青色申告書の承認の申請	法人税の確定申告書、中間申告書等を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合の手続	法人税法第122条第1項、第146条、法人税法施行規則第52条、第62条
財務省 - № 49	納税地の異動の届出	納税地の異動をした場合の手続	法人税法第20条、法人税法施行令第18条
財務省 - № 50	内国普通法人等の設立の届出	内国普通法人等を設立した場合の手続	法人税法第148条、法人税法施行規則第63条
財務省 - № 51	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	給与等に係る源泉所得税の納期の特例の承認を受けようとする者が申請する手続	所得税法第217条第1項
財務省 - № 58	給与支払事務所等の開設等届出	給与等の支払者が、国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所を開設等した場合に、その旨を所轄税務署長に対して届け出る手続	所得税法第230条
財務省 - № 59	非課税貯蓄みなし廃止通知書	非課税（マル優）の適用を受けていた預金の残高がなくなり一定期間を経過した場合に、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなす旨の通知書を当該非課税貯蓄の取扱金融機関が提出する手続	所得税法施行令第45条第5項
財務省 - № 60	非課税貯蓄者死亡通知書	非課税（マル優）の適用を受けていた預金者が死亡した旨の届出があった場合又は死亡したことを知った場合に、当該非課税預金の取扱金融機関がその旨を記載した通知書を提出する手続	所得税法施行令第46条第2項
財務省 - № 61	特別非課税貯蓄みなし廃止通知書	非課税（特別マル優）の適用を受けていた預金の残高がなくなり一定期間を経過した場合に、特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなす旨の通知書を当該非課税貯蓄の取扱金融機関が提出する手続	租税特別措置法施行令第2条の4第3項
財務省 - № 62	国税申告手続（所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税）	個人のその年の所得金額及び納税額について、その個人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。法人が事業年度の所得金額及び納税額について、当該法人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。消費税の確定、中間（仮決算）、還付及び修正申告をする。酒類製造者が酒類・酒母・もろみの製造場の所在地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。一括表示又は書式表示の承認を受けた税務署長へ申告書を提出する。	所得税法第120条、法人税法第74条、消費税法第45条第1項、酒税法第30条の2、印紙税法第11条、第12条
厚生労働省 - № 1	食品等の輸入の届出	輸入者等による食品等輸入手続を全国の検疫所窓口にて電子的に処理するもの。	食品衛生法第27条、第28条
厚生労働省 - № 2	就業規則（変更）届出	常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を記した書面を添付し、事業場を管轄する労働基準監督署に届け出なければならない。就業規則の変更届出についても同様である。	労働基準法第89条第1項
厚生労働省 - № 3	1年単位の変形労働制に関する協定届	使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、1年以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えないよう定め、当該協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の定めにより特定された週、日において法定労働時間を超えて労働させることができる。	労働基準法第32条の4第4項（第32条の2第2項準用）
厚生労働省 - № 4	時間外・休日労働に関する協定届	使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる。	労働基準法第36条第1項
厚生労働省 - № 5	概算・増加概算・確定保険料申告書	事業主が、概算保険料、確定保険料等の申告を行う場合、原則毎年4月1日～5月20日までに所轄労働基準監督署、都道府県労働局若しくは金融機関へ提出する。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第16条、第19条、同施行規則第24条第3項、第25条第3項、第33条第2項
厚生労働省 - № 6	概算保険料の延納の申請	事業主が、納付すべき概算保険料が40万円（労災保険又は雇用保険いずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上等の場合、概算保険料申告書提出時に併せて延納申請をすることができる。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第18条、同施行規則第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条

～ 目 次 ～

厚生労働省 - № 7	労働保険事務の処理の委託	労働保険事務組合が、労働保険事務の処理を受託したときに、労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由して都道府県労働局長へ提出する。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条第1項、同施行規則第60条第1項
厚生労働省 - № 8	保険関係成立届	事業主が、保険成立した（労働者を使用することとなった）日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届ける。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項、同施行規則第4条
厚生労働省 - № 9	名称・所在地等変更届	事業主が、事業の名称・所在地等に変更があった場合、変更があった日の翌日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届け出る。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第2項、同施行規則第5条
厚生労働省 - № 10	休業補償給付の請求 / 休業特別支給金の申請	業務上負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4以上に及び時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業補償給付の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第14条（同法施行規則第13条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）
厚生労働省 - № 11	未支給の保険給付支給の申請 / 未支給の特別支給金支給の申請	労災保険給付等を受ける権利のある人が死亡した時に、死亡した人と死亡当時に生計を同じくしていた人が、所轄の労働基準監督署長に未支給の保険給付支給等の請求を行う。	労働者災害補償保険法第11条（同法施行規則第10条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第15条）
厚生労働省 - № 12	年金たる保険給付の受給権者の定期報告	労災年金受給権者が、厚生労働省から送付する定期報告書で明記されている必要な書類を添付して、生年月日により6月末または10月末までに、年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に提出する。	労働者災害補償保険法第12条の7（同法施行規則第21条）
厚生労働省 - № 13	療養補償給付たる療養の費用の請求	業務上負傷し又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサ - ジ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第13条（同法施行規則第12条の2）
厚生労働省 - № 14	療養給付たる療養の給付の請求	通勤によって負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養給付の請求を行う。	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の5第1項）
厚生労働省 - № 15	療養給付たる療養の費用の請求	通勤により負傷し又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサ - ジ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の6第1項）
厚生労働省 - № 16	休業給付の請求 / 休業特別支給金の申請	通勤により負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4以上に及び時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業給付の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第22条の2（同法施行規則第18条の7）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）
厚生労働省 - № 17	特別加入脱退の申請	特別加入者である中小事業主等が特別加入を脱退したいときには、特別加入者が脱退を希望するとき速やかに、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入脱退申請書の提出を行う。	労働者災害補償保険法第35条（同法施行規則第46条の23）、労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）、労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の21）
厚生労働省 - № 18	中小事業主等特別加入の申請	労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している中小事業主が、特別加入の承認申請を行うときには、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入申請書の提出を行う。	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19第1項）
厚生労働省 - № 19	中小事業主等特別加入変更の届出	特別加入者である中小事業主等が、事業主の氏名、事業主が行う事業に従事する者の氏名、従事する業務又は作業の内容及び事業主と事業主の行う事業に従事する者との関係に変更があったときに、変更事由が生じたとき、遅滞なく、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入に関する変更届の提出を行う。	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19）
厚生労働省 - № 20	療養補償給付たる療養の給付の請求	業務上負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けた日の翌日から2年以内に、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養補償給付の請求を行う。	労働者災害補償保険法第13条（同法施行規則第12条）
厚生労働省 - № 21	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）の届出	業務上負傷し又は疾病にかかり療養補償給付を受けている人が、指定病院等を変更するとき、被災労働者本人が、変更した病院・診療所・薬局を経由し所轄の労働基準監督署に、療養の給付を受ける指定病院等（変更）届の提出を行う。	労働者災害補償保険法第12条の7（同法施行規則第12条第3項）
厚生労働省 - № 22	労働者死傷病報告	事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第97条第1項
厚生労働省 - № 23	雇用保険被保険者資格取得届	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者になった場合、その者について、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第6条

～ 目 次 ～

厚生労働省 - № 24	雇用保険被保険者資格喪失届	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなった場合、その者について、被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者資格喪失届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、離職票の交付を必要としないときのみ電子申請が可能。	雇用保険法第7条、同法施行規則第7条
厚生労働省 - № 25	雇用保険被保険者証の再交付の申請	被保険者が、雇用保険被保険者証を滅失又は損傷した場合、「雇用保険被保険者証再交付申請書」を公共職業安定所に提出する。	雇用保険法施行規則第10条
厚生労働省 - № 26	雇用保険被保険者区分変更届	事業主が、その雇用する被保険者について被保険者区分の変更が生じた場合、その者について、被保険者区分の変更が生じた日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者区分変更届」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第12条の2
厚生労働省 - № 27	雇用保険被保険者転勤届	事業主が、その雇用する被保険者を転勤させた場合、転勤の事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者転勤届」を、転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第13条
厚生労働省 - № 28	雇用保険被保険者氏名変更届	事業主が、その雇用する被保険者が氏名を変更した場合、すみやかに「雇用保険被保険者氏名変更届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第14条
厚生労働省 - № 29	休業開始時賃金月額証明書	事業主が、その雇用する被保険者が雇用保険法第61条の4第1項等に規定する休業（育児休業・介護休業）を開始したときに、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第14条の2第1項
厚生労働省 - № 30	雇用保険の事業所の各種変更の届出	事業主が、事業主の氏名若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、事業の種類又は概要に変更があった場合、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、変更のあった日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法施行規則第142条
厚生労働省 - № 31	公共職業訓練等受講届及び通所届	受給資格者が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受けることとなったときに、速やかに「公共職業訓練等受講届・通所届」を管轄公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第15条第3項、同法施行規則第21条
厚生労働省 - № 32	受給期間延長の申請	被保険者であった者又は受給資格者が、受給期間内に、妊娠・出産・育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合、その要件に該当するに至った日の翌日から起算して1ヵ月以内に、又は 受給資格に係る離職が定年等の理由による者が当該離職後一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合、定年等の理由により離職した日の翌日から起算して2ヵ月以内に、「受給期間延長申請書」を住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第20条、同法施行規則第31条、第31条の3
厚生労働省 - № 33	再就職手当の申請	基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、安定した就職（就業又は事業開始）をした場合、就職日又は事業開始日の翌日から起算して1ヵ月以内に、「再就職手当支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第56条の2、同法施行規則第82条の7
厚生労働省 - № 34	教育訓練給付金の申請	一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、その受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に「教育訓練給付金支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められる場合のみ電子申請が可能。	雇用保険法第60条の2、同法施行規則第101条の2の8
厚生労働省 - № 35	高年齢雇用継続基本給付金の申請	一般被保険者が、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合、初回については最初に支給を受けようとする支給申請月の初日から起算して4ヵ月以内に、次回以降の申請は、公共職業安定所長の指定する申請月中に、「高年齢雇用継続基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第61条、同法施行規則第101条の5
厚生労働省 - № 36	育児休業基本給付金の申請	一般被保険者が、1歳未満の子を養育するための休業（その後の期間において保育所における保育の実施が行われない等の理由により休業を取得する場合は1歳6ヵ月未満の子を養育するための休業）を取得した場合、初回については最初に支給を受けようとする支給単位期間の初日（育児休業開始日）から起算して4ヵ月を経過する日の属する月の末日までに、次回以降の申請については、公共職業安定所長の指定する期間に、「育児休業基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第61条の4、同法施行規則第101条の13
厚生労働省 - № 37	雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	被保険者が、最初に高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするとき又は最初の支給申請書提出時に、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票」（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」、「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法施行規則第101条の5第1項、第101条の8、職業安定局長通達（平成7年3月31日付職発第218号）
厚生労働省 - № 38	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	離職票を滅失又は損傷した者が離職票の再交付を受けようとする場合、当該離職票を交付した公共職業安定所に対し、離職票の再交付申請を行う。	雇用保険法施行規則第17条第4項
厚生労働省 - № 39	就業促進手当（就業手当）の申請	基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就職した場合、原則として失業の認定日に「就業手当支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、継続就職するなど以後失業の認定の必要のないときのみ電子申請が可能。	雇用保険法第56条の2、同法施行規則第82条の5
厚生労働省 - № 40	療担規則第11条の3の厚生労働大臣が定める報告事項	療養の給付について地方社会保険事務局長に行う定期的（毎年）に行う報告	保険医療機関及び保険医療養担当規則第11条の3
厚生労働省 - № 41	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	事業主は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者について報酬月額に関する事項を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。（ただし、6月1日以降に被保険者になった者、7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる者は除く）。	健康保険法施行規則25条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則18条 厚生年金保険法

厚生労働省 - № 42	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	事業主は、被保険者の報酬月額について、昇（降）給等により固定的賃金変動し、変動月以降引き続く3か月に受けた報酬の平均月額と現在の標準報酬等級との間に2等級以上の差が生じた場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。	健康保険法施行規則26条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 43	健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書	事業主は、被保険者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に申出書を提出する。	健康保険法施行規則135条 健康保険法、船員保険法施行規則96条の3の4 船員保険法、厚生年金保険法施行規則25条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 44	健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届	事業主は事業所に関する届出内容について変更になったときは、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出を行う。	健康保険法施行規則30条、31条、35条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則23条、24条、29条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 45	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	事業主は、健康保険法第3条又は厚生年金保険法第9条若しくは第10条に該当する者を雇用したときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、船員法第1条の船員を使用した場合には地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則24条、43条 健康保険法、船員保険法施行規則7条、8条 船員保険法、厚生年金保険法施行規則15条、16条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 46	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	事業主又は船舶所有者は、被保険者が資格を喪失したとき（退職、死亡したとき等）は社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則29条、51条、52条、59条、99条 健康保険法、船員保険法施行規則10条、17条の7、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7 船員保険法、厚生年金保険法施行規則22条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 47	健康保険任意継続被保険者資格取得申請書	被保険者の資格を喪失した者が、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者資格を有し、継続して健康保険の被保険者となる場合には社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請を行う。	健康保険法施行規則42条
厚生労働省 - № 48	健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書	任意継続被保険者が、他の健康保険の被保険者となった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請しなければならない。	健康保険法施行規則15条の2、51条、52条、59条、99条
厚生労働省 - № 49	保険料等還付請求書	保険料を前納しており、その前納期間が経過する前に被保険者の資格を喪失したとき、その未経過の期間に係る保険料について還付を受けようとする場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求書を提出する。	健康保険法施行規則141条 健康保険法、船員保険法施行規則101条 船員保険法、厚生年金保険法施行規則88条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 50	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	事業主等は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、地方社会保険事務局長等に届出なければならない。	健康保険法施行規則36条、47条、48条、59条、99条 健康保険法、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7 船員保険法、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 51	健康保険被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、船員保険被保険者証交付申請書、船員保険被保険者被扶養者遠隔地被扶養者証滅失き損無余白再交付申請書	被保険者は、被保険者証等がき損、滅失又は余白が無くなったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に申請しなければならない。船員保険被保険者等又は健康保険組合に請求できる。	健康保険法施行規則47条、49条、59条、99条、114条 健康保険法、船員保険法施行規則17条の2、17条の5 船員保険法
厚生労働省 - № 52	健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書（食事療養標準負担額差額支給申請用）、船員保険被保険者家族療養費支給申請書	被保険者は、やむを得ない事情や国外で自費診療を受けたとき、又は、標準負担額減額の申請をできなかったとき、後日払い戻しを受ける場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。（主な利用者：被保険者、代理申請率：- %）	健康保険法施行規則61条、66条、83条 健康保険法、船員保険法施行規則24条の2の8、42条、43条、45条 船員保険法
厚生労働省 - № 53	健康保険傷病手当金請求書、船員保険傷病手当金支給請求書	健康保険被保険者は、療養のために労務に服することができない期間で、報酬の支払いがない場合（又は報酬が傷病手当金の額よりも少ない場合）、労務に服することができなくなった初日から起算して第4日目より傷病手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求することができる。船員保険被保険者等は、疾病又は負傷による療養のため職務に服することができない場合は傷病手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。	健康保険法施行規則84条 健康保険法、船員保険法施行規則44条、44条の2 船員保険法
厚生労働省 - № 54	健康保険被保険者家族埋葬料（費）請求書、船員保険被保険者家族葬祭料（費）請求書	健康保険被保険者、船員保険被保険者等が死亡したとき、被保険者により生計を維持していた者が埋葬（葬祭）を行う場合は、埋葬（葬祭）料を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求することができる。埋葬（葬祭）料の支給を受けるべき者がいない場合、埋葬（葬祭）を行った者は、埋葬（葬祭）料の額の範囲内で、実際に要した費用に相当する金額を地方社会保険事務局長等に請求することができる。	健康保険法施行規則51条、59条、85条、118条、122条、96条 健康保険法、船員保険法施行規則82条の15、82条の16、82条の17 船員保険法
厚生労働省 - № 55	健康保険被保険者家族出産育児一時金請求書、船員保険出産育児一時金・家族出産育児一時金支給請求書	被保険者又はその被扶養者が妊娠4か月以上でお産（死産も含む）をしたときは、出産育児一時金を社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に請求できる。	健康保険法施行規則86条、97条、129条、134条 健康保険法、船員保険法施行規則47条の5、48条 船員保険法

～ 目 次 ～

厚生労働省 - № 56	健康保険出産手当金請求書、船員保険出産手当金支給請求書	健康保険被保険者等が出産の日（出産の日が出産予定日より後になるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）より出産の日後56日までの間において労務に服することができないとき出産手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。船員被保険者等が妊娠のため職務に服することができない場合は、妊娠の判明した日から出産当日までの間と出産の日後56日の範囲内で出産手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。	健康保険法施行規則87条、134条 健康保険法、船員保険法施行規則47条の6 船員保険法
厚生労働省 - № 57	健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届	被保険者等が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主又は船舶所有者を経由して社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則38条、59条、99条、120条、121条、134条 健康保険法、船員保険法施行規則17条の3、17条の4、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7 船員保険法
厚生労働省 - № 58	健康保険被保険者被扶養者世帯合算高額療養費支給申請書、船員保険高額療養費支給申請書	被保険者等が、本人又は被扶養者ひとりひとりについて、同一の医療機関に対して1か月に支払った額が自己負担限度額を越えた場合、その越えた部分について社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。	健康保険法施行規則109条、134条 健康保険法、船員保険法施行規則47条の4 船員保険法
厚生労働省 - № 59	健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険（船員）賞与支払届	事業主、船舶所有者は、賞与の支給を行ったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則27条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則26条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 60	国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書	複数の年金受給権があり、選択を必要とする者は、申請書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則53条、54条、68条の4、68条の6、72条の2、74条の10、81条の6、82条の11、82条の14の6、82条の14の9 船員保険法、厚生年金保険法施行規則30条の5、45条、61条、施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則30条の2、43条の3、44条の2、61条、76条の3、厚生年金保険法施行規則平成9年附則19条、20条、29条、30条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則17条、17条の7、32条、35条、41条、60条の3、昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則17条、32条、40条、50条、52条、60条の3
厚生労働省 - № 61	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届	適用事業所の事業主は、厚生年金保険被保険者が住所を変更した場合、速やかに社会保険事務所長等に届出なければならない。	厚生年金保険法施行規則5条の5、21条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 62	年金手帳再交付申請書	被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破り、汚し、又は失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号を記載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金手帳の再交付を受けなければならない。	厚生年金保険法施行規則11条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則11条 国民年金法
厚生労働省 - № 63	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	原則として25年の資格期間を満たした者が、65歳になって年金を受給するとき、請求書を社会保険事務所長等に提出する。ただし、65歳になる前であっても一定の要件を満たす者については、年金が支給される。	厚生年金保険法施行規則30条、30条の2、施行規則附則6 厚生年金保険法、国民年金法施行規則16条、16条の3、16条の4、30条の3、30条の4 国民年金法
厚生労働省 - № 64	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）	60歳台前半の老齢給付（報酬比例部分のみ支給される老齢厚生年金や定額部分と報酬比例部分とを併せて支給される老齢厚生年金）を受けている方が65歳になったときは、裁定請求書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則30条の2 厚生年金保険法、国民年金法施行規則16条の2 国民年金法
厚生労働省 - № 65	老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届	年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	厚生年金保険法施行規則33条、厚生年金保険法施行規則平成9年附則26条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則17条の6 国民年金法
厚生労働省 - № 66	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	厚生年金保険法施行規則33条の2、49条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 67	年金受給権者現況届	年金受給権者は、引き続き年金を受ける権利があるかどうか、年に1回、社会保険庁長官に現況の届出をしなければならない。	厚生年金保険法施行規則35条、51条、68条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則35条、43条の7、51条、68条、76条の10 厚生年金保険法、国民年金法施行規則18条、36条、51条、60条の6、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則18条、29条、45条、58条、60条の6 国民年金法、船員保険法施行規則73条、82条の3、船員保険法施行規則附則21条、旧船員保険法施行規則57条、68条の12、73条、82条の3、82条の14の7 船員保険法